

船橋市教育委員会会議 2月定例会会議録

1. 日 時 令和4年2月4日(金)

開 会 午後 3時00分

閉 会 午後 3時39分

2. 場 所 教育委員室

| | | |
|---------|-------|---------|
| 3. 出席委員 | 教 育 長 | 松 本 文 化 |
| | 委 員 | 佐 藤 秀 樹 |
| | 委 員 | 鳥 海 正 明 |
| | 委 員 | 小 島 千 鶴 |
| | 委 員 | 朝 倉 暁 生 |

| | | |
|---------|------------|-----------|
| 4. 出席職員 | 教育次長 | 小 山 泰 生 |
| | 管理部長 | 森 昌 春 |
| | 学校教育部長 | 磯 野 護 |
| | 生涯学習部長 | 三 澤 史 子 |
| | 施設課長 | 安 藤 明 宏 |
| | 学務課長 | 日 高 祐 一 郎 |
| | 指導課長 | 掛 村 利 弘 |
| | 総合教育センター所長 | 仲 臺 和 浩 |
| | 社会教育課長 | 牟 田 重 実 |
| | 文化課長 | 松 田 修 |
| | 生涯スポーツ課長 | 高 橋 伸 行 |
| | 市立船橋高校事務長 | 須 藤 伸 也 |
| | 西図書館長 | 柴 山 和 香 子 |

5. 議 題

第1 前回会議録の承認

第2 議決事項

議案第5号 令和4年度職員（船橋市立船橋高等学校の校長及び教員を除く）の
人事異動方針について

議案第6号 船橋市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について

議案第7号 令和4年第1回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について

議案第8号 令和4年第1回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について

議案第9号 令和4年第1回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について
第3 報告事項

- (1) 第三次船橋市生涯学習基本構想・推進計画（ふなばし一番星プラン）（素案）に対するパブリック・コメントの実施結果について
- (2) 第2次船橋市文化振興基本方針（素案）に対するパブリック・コメント実施結果について
- (3) 第二次船橋市生涯スポーツ推進計画（素案）に対するパブリック・コメントの実施結果について
- (4) 第二次船橋市図書館サービス推進計画（素案）に対するパブリック・コメントの実施結果について
- (5) 令和3年度「夢を育む虹のコンサート」中止について
- (6) 令和3年度船橋市西図書館所蔵資料展「房総の風景画～浮世絵に描かれた名勝～」の開催について
- (7) 図書館講座「本のある子育て～本よんで よんでもらって うれしいさん～」
- (8) その他

6. 議事の内容

【教育長】

それでは、ただいまから教育委員会会議2月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録の承認についてお諮りします。

1月20日に開催しました教育委員会会議1月定例会の会議録をお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思います。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めますので、当該会議録について承認いたします。

それでは、議事に入りますが、議案第7号から第9号については船橋市教育委員会会議規則第12条第1項第4号に該当しますので、非公開としたいと思います。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第5号について、管理部、説明願います。

【管理部長】

議案第5号「令和4年度職員（船橋市立船橋高等学校の校長及び教員を除く）の人事異動方針について」ご説明いたします。

資料本冊の1ページをご覧ください。

人事異動を行うに当たり、次のとおり4つの方針を定めました。

まず、第1点目でございますが、行政効果を高め、活力と調和のある行政運営が行われるよう適材適所の人事を推進してまいります。

2点目でございます。行政運営の適正化を図るため、管理能力及び指導能力等に優れた適格者の登用に努めてまいります。

3点目でございます。行政組織の充実、刷新及び職員の意欲の向上を図るため、人事の更新に努めてまいりたいと考えております。特に、市費負担学校職員、これは学校に配置されている市費の栄養士、学校事務、給食調理員、用務員、理科実験事務員等おりますが、学校教育の一層の充実と経営の効率化の向上を図るため、原則として同一校におおむね5年を目安として、また、新規採用者についてはおおむね3年勤務する者を中心に積極的に異動を推進してまいりたいと考えております。

4点目でございますが、行政における様々な課題に対応するため、いわゆる専門職、例えば学芸員であるとか、司書、考古などの専門的な知識を有する職員を引き続き配置してまいりたいと考えております。

以上となりますが、この異動方針は前年度の職員の異動方針と変更点はございません。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【教育長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

それでは、議案第5号「令和4年度職員（船橋市船橋高等学校の校長及び教員を除く）の人事異動方針について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第5号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第6号について、学務課、説明願います。

【学務課長】

それでは、議案第6号「船橋市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について」ご説明いたします。

このたびの訓令につきましては、県立学校職員服務規程及び育児休業等の取扱いについての一部改正に伴い、船橋市立学校職員服務規程の一部を改正する必要がありますので、本日の教育委員会会議定例会におきましてご審議をお願いするものです。

それでは、資料3ページから13ページをご覧ください。

令和3年9月30日から県立学校職員服務規程の一部が、また、令和3年11月30日から育児休業等の取扱いについての一部が改正されました。このことに伴い、船橋市立学校職員服務規程の整理を図る必要があります。

具体的には、船橋市立学校職員服務規程第5条第1項において「押印しなければ」という文言を「その旨を記載しなければ」に、第7条第1項において「の確認印を押さなければ」という文言を「を記載しなければ」に、第8条第1項において「の確認印を押さなければ」という文言を「を記載しなければ」に改めるというものになります。

また、様式において私印が必要となる様式は押印を不要とし、「印」を削除しております。なお、職印については県から改正通知が来ている育児休業等に関する様式のみ改正となっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【教育長】

ただいま説明ありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、議案第6号「船橋市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第6号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第7号について、管理部、説明願います。

議案第7号「令和4年第1回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」は、管理部長から説明後審議に入り、全員異議無く原案どおり可決された。

【教育長】

続きまして、議案第8号について、施設課から順に説明願います。

議案第8号「令和4年第1回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」は、施設課長、総合教育センター所長、管理部長から説明後審議に入り、全員異議無く原案どおり可決された。

【教育長】

続きまして、議案第9号について、学務課、説明願います。

議案第9号「令和4年第1回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」は、学務課長から説明後審議に入り、全員異議無く原案どおり可決された。

【教育長】

続きまして、報告事項に入ります。

報告事項（1）について、社会教育課、報告願います。

【社会教育課長】

第三次船橋市生涯学習基本構想・推進計画（素案）に対するパブリック・コメントにおいて提出された意見と意見に対する市の考え方（案）についてご説明させていただきます。

資料は別冊2、1ページでございます。

本市の生涯学習を推進する体制を整備し充実させることを目的とした第三次船橋市生涯学習基本構想・推進計画は、昨年12月15日から本年1月14日にかけてパブリック・コメントを実施いたしました。意見は4名の方からそれぞれ1件ずつ計4件のご提出をいただきました。

2ページよりご提出いただいた意見とその意見に対する市の考え方の案を記載しております。1件目は、地域共生社会の重要性について、2から4件目は、公民館の運営方式についてのご意見でございました。なお、いただいたご意見について一つ一つ検討した結果、計画書（素案）の記述内容の変更、修正には至りませんでした。ご意見については今後生涯学習施策を展開していく上での参考とさせていただきたいと思っております。

本基本構想・推進計画は、この後2月に外部委員による検討委員会を開催、3月に市長を本部長とする生涯学習推進本部を開催し策定、4月に施行する予定でございます。

説明は以上となります。

【教育長】

ただいま報告ありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

また読んでいただいて、あと何かありましたらお願いします。

続きまして、報告事項（２）について、文化課、報告願います。

【文化課長】

第２次船橋市文化振興基本方針（素案）に対するパブリック・コメントにおいて提出された意見と意見に対する市の考え方（案）についてご報告いたします。

資料は別冊２、５ページでございます。

本市における今後の文化振興の進むべき方向を示すことを目的とした第２次船橋市文化振興基本方針では、昨年１２月１５日から本年１月１４日にかけてパブリック・コメントの募集をいたしました。その結果、３名の方から４件の意見を頂戴いたしました。

次ページよりご提出いただいた意見とその意見に対する市の考え方の案を記載しております。それぞれのご意見は、１、２件目が文化財の保存活用、３件目が美術館設置等作品保存について、４件目が子どもたちに対する文化事業の提案となっております。

いただいたご意見について検討した結果、内容が方針素案に対する意見というよりも個別の文化芸術事業や文化財に関する提案、要望に近いものとなっております。そのため、方針素案について記述内容の変更、修正には至りませんでした。ご意見については今後文化行政施策を進めていく上で参考にさせていただきたく考えております。

なお、本方針は３月の教育委員会会議で最終的な報告をさせていただいた後、４月に施行する予定でございます。

報告は以上となります。

【教育長】

ただいま報告ありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

これについても、また何かありましたら後ほどよろしく願いいたします。

続きまして、報告事項（３）について、生涯スポーツ課、報告願います。

【生涯スポーツ課長】

それでは、報告事項（３）第二次船橋市生涯スポーツ推進計画（素案）に対するパブリック・コメントにおいて提出された意見と意見に対する市の考え方（案）についてご報告いたします。

資料は別冊２、１１ページからになります。

本市の生涯スポーツを推進する体制を整備し充実させることを目的とした第二次船橋

市生涯スポーツ推進計画は、昨年12月15日から本年1月14日にパブリック・コメントを実施したところでございます。ご意見は1名の方から11件いただきました。

12ページから19ページまで、いただいた意見とその意見に対する市の考え方を記載しております。

施設や環境に関するご意見が最も多く6件ございました。いただいたご意見について一つ一つ検討した結果、12ページにありますナンバー1及び13ページのナンバー3のご意見を基に計画書素案の記述内容の変更、修正を予定しております。

そのほかのご意見につきましては、今後生涯スポーツ施策を展開していく上での参考とさせていただきますと考えております。

なお、生涯スポーツ推進計画は、この後2月に策定委員会を開催いたしまして、3月に教育委員会会議にお諮りし策定、そして4月に施行する予定で進めてまいります。

報告は以上でございます。

【教育長】

ただいま報告ありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

またこれも何かありましたらお願いします。

続きまして、報告事項（4）について、西図書館、報告願います。

【西図書館長】

では、報告事項（4）についてです。

第二次船橋市図書館サービス推進計画（素案）に対するパブリック・コメントについて提出された意見と意見に対する市の考え方（案）についてご報告をさせていただきます。

資料は同じく別冊2、21ページでございます。

地域の情報拠点となる図書館として市民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営を実施することを目的とした第二次船橋市図書館サービス推進計画は、昨年12月15日から本年1月14日にかけて、同じくパブリック・コメントを実施いたしました。意見は2名の方から5件のご提出をいただいております。

次の22ページよりご提出いただいた意見とその意見に対する市の考え方の案を記載しておりまして、ナンバー1は図書館サービスに関する市民意識調査について、ナンバー2とナンバー4は施設設備について、ナンバー3及び5につきましては施策の設定やその達成目標についてのご意見でございました。

なお、いただきましたご意見につきましては、一つ一つ検討をいたしました。その結果、計画書素案の記述内容の変更や修正には至りませんでした。これらご意見につきましては今後の図書館運営の参考とさせていただきますというふうに考えております。

本推進計画は、この後船橋市図書館協議会へ最終案を報告した後、教育委員会会議3

月定例会に議案として提出させていただきまして、令和4年4月に施行する予定でございます。

報告は以上です。

【教育長】

ただいま報告ありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【佐藤委員】

図書館の報告に限らず報告事項（1）から（4）に関してなのですが、やはりパブリック・コメントで意見を言っていた方の方が人数があまりにも少ないのかなと思います。もちろん各課も計画を立てる上で様々なところから様々な形で情報を得て、それを精査して計画しているわけですから、それ以上の意見はなかなか出てこないこともあるかもしれないですけども、これだけだと、本当に市民に対して意見を求めているのかということが言われるのではないかなと思います。

本当に意見を求めるのであれば、もう少し何か工夫が必要なのかなと思います。

もちろん出ている意見を見ると内容的になるほどと思う部分もあるし、これだと計画を修正しなければいけないなという意見もあったのかもしれないかもしれませんが、あまりにも数が少ないし、それは今回に限らず今までもずっとそうだったと思うので、意見をもらう努力を次回からはしていただきたいと思います。

【教育長】

何かありますか。いいですか。

【生涯学習部長】

ご指摘ありがとうございます。

実際のところどの計画についても限られた方からのご意見ということで、私どもとしてももっと多くの方々にパブリック・コメントについて知っていただく努力をすべきであったということを反省しているところでございます。ご指摘のとおり次の計画策定ときには今回のことを踏まえまして、もう少し多くの方に知っていただけるように努めてまいりたいと思います。

【教育長】

ほかにいかがですか。よろしいですか。

続きまして、報告事項（5）から（7）につきましては、定例の報告事項であるため、説明を省略したいと思います。

何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、続きまして、報告事項（８）その他で何か報告したいことがある方はいらっしゃいますか。

それでは、本日予定しておりました議案等の審議を終了いたします。

これで教育委員会会議２月定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後３時３９分閉会

令和４年２月４日